

## 羊山公園芝桜の丘 25 周年記念ロゴマーク使用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、羊山公園芝桜の丘 25 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク)

第2条 前条に定めるロゴマークとは、別紙のとおりとする。

2 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、芝桜まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

### (使用基準)

第3条 ロゴマークは、その使用目的及び内容が羊山公園芝桜の丘 25 周年記念事業の趣旨に即したものであれば、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 羊山公園芝桜の丘（以下「芝桜の丘」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 営利を目的とし、又はそのおそれがある場合。ただし、芝桜まつり実行委員会長（以下「会長」という。）が承認した場合はこの限りでない。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関係している場合

### (使用申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ羊山公園芝桜の丘 25 周年記念ロゴマーク使用承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 芝桜まつり実行委員会構成団体（以下「構成団体」という。）が業務のために使用する場合
  - (2) 報道機関等が報道及び広報の目的で使用する場合
  - (3) 旅行会社等が羊山公園を行き先に設定した旅行商品のパッケージ等に使用する場合
- 2 会長は申請者に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

(使用承認等)

第5条 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に羊山公園芝桜の丘 25周年記念ロゴマーク使用（変更）承認通知書により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付すことができる。

2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に羊山公園芝桜の丘 25周年記念ロゴマーク使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第6条 使用承認期間は、会長が認める場合を除き、令和8年12月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し又は転貸しないこと。
- (3) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、羊山公園芝桜の丘 25周年記念ロゴマーク使用承認変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 会長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に羊山公園芝桜の丘25周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 会長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、ロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第11条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、実行委員会及び構成団体はその責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、実行委員会及び構成団体は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、令和8年1月29日から施行する。